上富田町地域公共交通会議設置要綱

（平成２１年１１月１０日
要綱第　　３７号）

（目　的）

第１条　道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要なる事項を協議するため、上富田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

（１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項

（２）町営有償運送の新設、廃止、態様の変更及び運賃・料金に関する事項

（３）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組　織）

第３条　交通会議の委員は、次のとおりとする。

（１）上富田町長又はその指名する者

（２）一般旅客自動車運送事業者の代表

（３）公益社団法人和歌山県バス協会及び社団法人和歌山県タクシー協会の代表

（４）住民又は利用者の代表

（５）和歌山運輸支局長又はその指名する者

（６）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

（７）和歌山県知事又はその指名する者

（８）白浜警察署長又はその指名する者

（９）道路管理者、その他会長が必要と認める者

（１０）社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会の代表

（会　長）

第４条　交通会議に会長を置き、前条第１号に規定する町長が指名する者を充てる。

２　会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会　議）

第５条　交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　交通会議は、原則として公開とする。

４　交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

（協議結果の取扱い）

第６条　交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶　務）

第７条　交通会議の庶務は、振興課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附　　則

この要綱は、平成２１年１１月１６日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。